

PRTR 法と府条例に基づく化学物質の届出について

＜以下の要件を満たす事業所は、環境への排出量や移動量等を把握し、毎年の届出が必要です＞

1. 届出対象事業者（①～③の要件を全て満たす事業所）

- ①業種：製造業等 24 業種
- ②従業員数：事業者全体で常時使用する従業員数が 21 人以上
- ③取扱量：対象物質（トルエン、VOC 等）の年間取扱量が 1 トン（一部の物質は 0.5 トン）以上

2. 届出の内容

PRTR 法：PRTR 法で指定する物質の排出量、移動量

条例：PRTR 法で指定する物質の取扱量、条例で指定する物質の排出量、移動量、取扱量

化学物質の管理体制や緊急事態の対処等の規定を定めた計画書（化学物質管理計画書）等※

※事業所において常時使用される従業員数が 50 人以上の事業所に限る

3. 届出の受付期間

PRTR 法：平成 30 年 4 月 1 日～6 月 30 日

条例：平成 30 年 4 月 1 日～9 月 30 日

4. お問い合わせ先

岸和田市 市民環境部 環境課 Tel.072-423-9462

＜大規模災害時における化学物質によるリスク低減対策について＞

地震等の大規模災害により、化学物質が流出した場合、健康被害や環境汚染の発生が懸念されます。大阪府化学物質適正管理指針において、大規模災害時の環境リスクの低減対策について定めております。化学物質を扱う事業所の皆様は、大規模災害に備えた対策の検討・実施をお願いします。詳細についてはホームページをご参照ください。

対策の必要性、対策実施のメリット

- ・有害物質の環境への流出による周辺住民への健康被害を防止できます。
- ・大気・水質・地下水などの環境汚染を防止し、水道水源を汚染から守ることができます。
- ・従業員への被害を未然に防止し、また、被害があってもその被害を小さくできます。
- ・生産設備の被害を少なくし、早期の操業再開が可能になります。

指針に基づく検討・実施手順について

化学物質流出時の環境リスクの把握と対策の優先度の決定

南海トラフ巨大地震等の
想定震度・津波高さ等の把握

化学物質が流出
しやすい施設の把握

取扱う物質や施設に応じて
リスク低減の方策を検討・実施

届出対象外の事業所においても、対策を検討・実施することが重要です。

対策事例集を御活用ください。

平成 27 年度に作成した、化学物質の漏えい防止等の様々な対策を写真入りでわかりやすく紹介する事例集『化学物質を扱う事業所で今日からできる対策事例』をホームページで公開しております。本事例集には、以下の対策事例【全 120 事例】を掲載しておりますので、対策の検討に御活用ください。

- | | |
|------------------------|---------------|
| 1 化学物質の流出を防止する。 | 6 津波に備える。 |
| 2 プラントを安全に止める。電源を確保する。 | 7 液化化に備える。 |
| 3 通信・情報収集の手段を確保する。 | 8 設備・建物を補強する。 |
| 4 周辺住民への広報手段を確保する。 | |
| 5 マニュアルを整備する。訓練をする。 | |

○ホームページアドレス：<http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/shidou/index.html>